

令和 5 年度 第 10 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 5 年 12 月 7 日（木） 午後 3 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (13 人)	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広
	5 番 丸山 環	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	8 番 中本 敏彦
	9 番 足立 紀美世	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (12 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦
欠席推進委員 (0 人)				
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 毎田 陽子			
提案議案	議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 47 号 令和 6 年農作業標準料金の決定について			
報告事項				

議長	売買価格は1筆全体で[]円、10aあたりでは約[]円になります。 申請番号24番 農地の所在 大字別宮[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,309㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、今年の秋まで農地所有適格法人が水稻を耕作していた申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻を耕作される予定です。 売買価格は1筆全体で[]円、10aあたりでは約[]円になります。 以上の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
事務局	続きまして議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 2ページから23ページをご覧ください。議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。 申請番号14番と申請番号15番は申請人及び転用目的が同一であることから、一括して議案説明をさせていただきます。 申請番号14番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字下伊勢[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,268㎡。申請番号15番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字下伊勢[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積831㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。施設の概要は共同住宅、申請事由は「共同住宅建築のため」となっています。 農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。 転用事由の詳細について説明します。転用事業者となる譲受人は、不

動産業者を通じて琴浦町内でアパート経営が可能な土地を探しておられたそうです。本案件の申請地２筆は、いずれも琴浦町役場やＪＲ浦安駅から３００ｍ以内の距離に位置しており、山陰道のインターチェンジからも近いことから、アパートを建築するのに好適な立地条件となっていますし、譲渡人が農地の維持管理が困難になってきたといった理由から、双方の間で合意に至り土地を選定して転用申請をされたものです。

工期は来年１月から８月末までの予定です。

土地造成等について説明します。申請地では隣接する町道との高低差をなくすために、■■■■■を１１５ｃｍ、■■■■■を５５ｃｍ埋め立てを行います。その後、■■■■■には２階建アパート１棟の建築と駐車場１６台分の整備、■■■■■には２階建アパート１棟の建築と駐車場１３台分の整備を計画されています。

資金調達計画について説明します。土地買収費が２筆で■■■■■円、２筆分の埋立整地費、建築費及びその他費用の合計が■■■■■円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。なお、１㎡当たりの土地買収費は■■■■■円です。

被害防除計画について説明します。申請地２筆にはいずれも東側に隣接している農地がありますが、隣接する部分は駐車場スペースとして利用する計画となっているため、日照及び通風等への影響はないものと思われます。

事業用地の外周にはコンクリートブロック２段積または３段積を設置し、さらに敷地全体をアスファルトで舗装する計画となっていますので、周囲への土砂流出はないものと考えています。雨水の処理については、敷地内に新たに設置する雨水浸透枡を経由させてから、西側の町道に整備されている既設水路に放流、生活排水は公共下水道に接続して処理する予定です。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地２筆はいずれも、琴浦町役場本庁舎から距離にして２８０ｍの地点に位置していることから、「第３種農地」の「駅・役場等から３００ｍ以内」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、「第３種農地」に該当すると判断されることから原則許可と考えます。

申請番号１６番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字逢束■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積６００㎡。申請地は他に２筆あり、３筆の合計面積は２，７２６㎡となります。譲渡人は琴浦町内の個人２名、譲受人は琴浦町内の個人です。施設の概要は駐車場及び資材置き場、申請事由は「駐車場及び資材置き場整備のため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地

は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。転用事業者となる譲受人は、申請地の西隣で鉄工所を経営されている方で、会社の業務拡張に伴い現在の工場では手狭になってきたことから、従業員や来客者用の駐車場及び資材置場、資材の入出庫に必要なトレーラーの待機場所の確保が必要だと考えておられたそうです。そうした状況の中、農地の維持管理が困難だと感じておられた鉄工所東側の申請地の所有者である、譲渡人2名と合意に至り土地を選定して転用申請をされたものです。

工期は令和6年2月から4月までの予定で、施設の利用期間は永年となっています。

土地造成等について説明します。申請地では最高80cmの高さで盛土を行い、南側の赤線に接する部分には土羽打ち、それ以外の東側、西側、北側部分にはL型擁壁を設置する計画となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費が3筆で[REDACTED]円、土地造成費、建築費及びその他費用の合計が[REDACTED]円で、それに見合う譲受人他2名の預金残高証明書が添付されています。これは、土地購入については譲受人が個人で行われますが、購入後は自身が経営する会社への賃貸を予定されていることから、事業費全体としては譲受人、会社及び会社の取締役で負担する計画となっているためです。なお、1㎡あたりの土地買収費は[REDACTED]円です。

被害防除計画について説明します。申請地の南側には赤線を隔てて農地がありますので、赤線と接している部分には深さ30cmの側溝を設置する計画となっています。事業用地内の雨水については、新たに設置する排水溝及び集水桝を経由させ、国道9号線側の暗渠排水路に流して処理する予定です。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が施行されておらず、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号17番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字田越[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,198㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は1,671㎡となります。譲渡人は琴浦町内の個人2名、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。施設の概要は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは

必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人となる太陽光発電事業者は、琴浦町内で事業に必要な土地の提供者を募集しておられたそうで、電話連絡及び現地訪問等を行った結果、譲渡人が所有する申請地を譲ってもらえることになり申請をされたものです。

工事計画等について説明します。申請地は概ね平坦であることから、土地造成や整地を行わず現状のまま利用する予定となっていて、草刈り作業等を行った後で太陽光パネル180枚、パワーコンディショナーほか発電に必要な施設整備を行い、申請地内に中国電力が新たに電柱を設置して送電する計画です。

なお、太陽光発電設備の設置工事及び事業用地の保守管理については、申請地西側の道路から進入して行う予定だということです。

工期は許可日から8ヶ月以内の予定で、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費が2筆で■■■■円、太陽光発電設備設置工事費が■■■■円の合計■■■■円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1㎡あたりの土地買収費はおおよそ■■■■円です。

被害防除計画について説明します。事業用地への侵入防止対策として、外周に高さ1.2mのフェンスを設置する計画となっています。雨水については、現在と同様に地下浸透で処理される予定ですし、汚水が発生することはありません。また、事業用地の外周は資材置き場として利用する予定となっていて、工事完了後は雑草対策として年2回の草刈りを計画されています。

事業用地の選定について説明します。事業用地の候補地として、申請地を含む3箇所の土地を検討されたそうですが、太陽光発電事業に必要な面積や日当たり、電力ルートの確保などの条件をすべて満たす適地が本件申請地しかなかったということでした。

電気の生産から販売について説明します。譲受人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結したグループ企業の■■■■が全量を買取り、発電事業者の立場となって企業や個人への売電を行うことになります。

また、この■■■■は令和5年9月28日に、■■■■と発電設備に関する系統連系契約を締結されていますので、■■■■の設備を利用した送配電が可能だということです。令和4年12月16日付で小売電気事業者登録を完了されているため、転用許可申請書には経済産業大臣からの公文書の写しが添付されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が施

行されておらず、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号18番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字徳万[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,808㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。施設の概要は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人となる太陽光発電事業者は、琴浦町内で事業に必要な土地の提供者を募集しておられたそうで、電話連絡及び現地訪問等を行った結果、譲渡人が所有する申請地を譲ってもらえることになり申請をされたものです。

工事計画等について説明します。申請地は概ね平坦であることから、土地造成や整地を行わず現状のまま利用する予定となっていて、草刈り作業等を行った後で太陽光パネル180枚、パワーコンディショナーほか発電に必要な施設整備を行い、申請地東側の[REDACTED]に[REDACTED]が新たに電柱を設置して送電する計画です。

なお、太陽光発電設備の設置工事については、申請地東側の[REDACTED]、[REDACTED]から進入して行い、事業用地の保守管理については、申請地西側の馬込川水路敷から進入して行う予定だということです。

工期は許可日から8ヶ月以内の予定で、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費が[REDACTED]円、太陽光発電設備設置工事費が[REDACTED]円の合計[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1㎡あたりの土地買収費はおよそ[REDACTED]円です。

被害防除計画について説明します。事業用地への侵入防止対策として、外周に高さ1.2mのフェンスを設置する計画となっています。雨水については、現在と同様に地下浸透で処理される予定ですし、汚水が発生することはありません。また、事業用地の外周は資材置き場として利用する予定となっていて、工事完了後は雑草対策として年2回の草刈りを計画されています。

事業用地の選定について説明します。事業用地の候補地として、申請地を含む3箇所の土地を検討されたそうですが、太陽光発電事業に必要なとなる面積や日当たり、電力ルートの確保などの条件をすべて満たす適

地が本件申請地しかなかったということでした。

電気の生産から販売について説明します。譲受人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結したグループ企業の[]が全量を買取り、発電事業者の立場となって企業や個人への売電を行う計画だということです。

また、この[]は令和5年9月28日に、[]と発電設備に関する系統連系契約を締結されていますので、[]の設備を利用した送配電が可能だということですし、令和4年12月16日付で小売電気事業者登録を完了されているため、転用許可申請書には経済産業大臣からの公文書の写しが添付されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が施行されておらず、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号19番 権利の区分は賃貸借権。農地の所在 大字逢束[]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積863㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は1,576㎡となります。貸人は琴浦町内の個人、借人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。施設の概要は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人となる太陽光発電事業者は、琴浦町内で事業に必要な土地の提供者を募集しておられたそうで、電話連絡及び現地訪問等を行った結果、貸人が所有する申請地を貸してもらえることになり申請をされたものです。

工事計画等について説明します。申請地は概ね平坦であることから、土地造成や整地を行わず現状のまま利用する予定となっていて、草刈り作業等を行った後で太陽光パネル180枚、パワーコンディショナーほか発電に必要な施設整備を行い、申請地内に中国電力が新たに電柱を設置して送電する計画です。

工期は許可日から8ヶ月以内の予定で、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画について説明します。太陽光発電設備設置工事費の合計が[]円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。事業用地への侵入防止対策として、外周に高さ1.2mのフェンスを設置する計画となっています。雨水については、現在と同様に地下浸透で処理される予定ですし、汚水が発生することはありません。また雑草対策として、事業用地全面に水を通す素材の防草シートの設置を計画されています。

事業用地の選定について説明します。事業用地の候補地として、申請地を含む3箇所の土地を検討されたそうですが、太陽光発電事業に必要な面積や日当たり、電力ルートの確保などの条件をすべて満たす適地が本件申請地しかなかったということでした。

電気の生産から販売について説明します。譲受人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結したグループ企業の[]が全量を買取り、発電事業者の立場となって企業や個人への売電を行う計画だということです。

また、この[]は令和5年9月28日に、[]と発電設備に関する系統連系契約を締結されていますので、[]の設備を利用した送配電が可能だということです。令和4年12月16日付で小売電気事業者登録を完了されているため、転用許可申請書には経済産業大臣からの公文書の写しが添付されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が施行されておらず、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号20番 権利の区分は贈与による所有権移転。農地の所在 大字宮木[]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積243㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。施設の概要は駐車場、申請事由は「駐車場整備のため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明しますので、22ページの説明図をご覧ください。譲受人の自宅[]には駐車スペースがなく、隣接する宅地に乗用車を停めさせてもらっている状態となっていたことから、駐車場を整備することを計画されたそうです。しかし、自宅周辺には申請地以外の適地が無かったため、所有者である譲渡人に相談をしたところ、土地を譲ってもらえることになり申請をされたものです。

土地造成等について説明します。申請地では南側部分にのみ厚さ3cmの砂利を敷きならし、その後で駐車場を整備する計画となっています。

議長
足立委員

工期は許可日から1週間の予定で、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画については、土地造成費が[]円で、それに見合う申請者名義の預金通帳の写しが添付されています。

被害防除計画について説明します。砂利敷きの端部分にはコンクリートブロック1段積を施し、駐車場として使用しない北側部分については、現状のまま庭として利用する予定となっています。

なお、申請地と西側の県道との間には幅1mの水路がありますが、鉄板を敷いて車の通行を可能にされるということです。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が施行されておらず、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

申請番号14番と申請番号15番について報告します。12月5日に北中委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。

申請地2筆は[]東側の町道沿いに位置する農地で、長年に渡って何も耕作されておらず、草刈り等の維持管理のみが行われているといった状況でした。いずれの申請地にも東側に隣接している農地がありますが、耕作者の方からは同意書をもらっておられるということですし、申請地が琴浦町の中心市街地に位置していることから、転用を許可しても問題はないと感じています。

ただし、道路を挟んで北側には田が複数筆ありましたので、用排水路の管理を適切に行っていただきたいと思います。

申請番号16番について報告します。12月5日に北中委員、地区担当の三嶋委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。

申請地3筆は[]東側に位置する農地で、現在は芝の跡地といった状況でした。申請地西側の一部には隣接農地がありますが、今回の申請が会社の規模拡大を目的としたのものであり、その条件を満たす土地が他にはなかったということから、転用を許可しても問題はないと感じています。

ただし、もともと水はけの悪い土地だと伺いましたので、転用事業の計画通りに排水対策を行っていただきたいと思います。

申請番号17番について報告します。12月5日に北中委員、畑に行く途中の遠藤委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。

申請地2筆は[]の南側に位置する農地で、現在は背の高い雑草などが生い茂り、長年に渡って何も耕作がされていないと

	いった状況でした。複数の土地を事業用地として検討された結果、条件を満たす適地が申請地以外にはなかったということです。転用を許可しても問題はないと感じていますが、雑草対策として計画されている年2回の草刈りは適切な時期に行っていただきたいと思います。 申請番号18番について報告します。12月5日に北中委員、地区担当の遠藤委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。 申請地は[REDACTED]の南側に位置する農地で、現在は背の高い雑草や竹などが生い茂り、長年に渡って何も耕作がされていないといった状況でした。複数の土地を事業用地として検討された結果、条件を満たす適地が申請地以外にはなかったということです。転用を許可しても問題はないと感じていますが、雑草対策として計画されている年2回の草刈りは適切な時期に行っていただきたいと思います。 申請番号19番について報告します。12月5日に北中委員、地区担当の三嶋委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。 申請地は[REDACTED]の北側に位置する農地で、周辺には住宅や畑が混在していました。複数の土地を事業用地として検討された結果、条件を満たす適地が申請地以外にはなかったということです。転用を許可しても問題はないと感じていますが、北側には水路がありましたので、詰まることのないように適切な管理を行っていただきたいと思います。 申請番号20番について報告します。12月5日に北中委員、地区担当の村上委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。 申請地は[REDACTED]東側の県道沿いに位置する農地で、周囲を宅地と水路に囲まれているために隣接する農地はなく、現況は黒土が踏み固められた状態で何も耕作はされていませんでした。 今回の転用申請が、自宅の近くに自家用車の駐車場を整備することを目的としたもので、申請地以外の適地が他にはなかったということから、転用を許可しても問題はないと感じています。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (三浦委員より挙手あり)
三浦委員	申請番号14番と15番について質問します。転用事業者となる譲受人が個人となっていますが、こういった職業の方なのでしょうか。
事務局	この申請番号14番と15番は、代理人である行政書士から申請のあったものですので詳しい職種までは分かりませんが、会社の経営をされている方だと伺っています。
三浦委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (石賀委員より挙手あり)

石賀委員	今月の総会では太陽光発電設備への転用申請が3件ありましたが、現在の売電価格がいくらなのか分ければ教えてください。
事務局	申請書には売電価格が記載してありませんので、はっきりとした金額は分かりませんが、以前と比べてかなり安くなっているということは聞いています。
石賀委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (小前委員より挙手あり)
小前委員	申請番号20番について質問します。申請地西側の水路に鉄板を敷くと説明がありましたが、何か影響が出るといった心配はないのでしょうか。
事務局	水路の機能は現状のまま維持されることになっていますので、問題が起こることはないと考えています。
小前委員	分かりました。
議長	地区担当の村上委員はどうでしょうか。
村上委員	自分も特に問題はないと考えています。
議長	分かりました。その他に何か質問等はありませんか。 (安谷委員より挙手あり)
安谷委員	申請番号18番について質問します。17ページの説明図では申請地への進入路があるように思えますが、どうやってパネル設置等の工事を行うのでしょうか。
	また近くに工場がありますが、何か悪影響が出るといったことはないのでしょうか。
事務局	初めに申請地への進入方法について回答しますので、16ページの説明図をご覧ください。説明図にありますように、申請地に接している道路はありませんので、東側に位置する■■■■の現在は何も耕作されていない畑、■■■■と■■■■の宅地を通らせてもらい太陽光発電設備の設置工事を行う計画となっていて、それぞれの土地所有者の方からはすでに了承を得ておられるそうです。
	次に工場への影響についてですが、申請地と工場の間には距離がありますし、段差もあることから特に問題はないと考えています。
安谷委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (中本委員より挙手あり)
中本委員	申請番号19番について質問します。権利の区分が賃貸借権となっていますが、手続き上の問題はないのでしょうか。
事務局	譲渡人の方が売買ではなく貸借を希望されたのではないかと推測されますが、貸借による転用申請であっても特に問題はありません。
中本委員	分かりました。

議長	その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。 続きまして議案第４５号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する安谷委員、石賀委員、伊藤委員、澤田委員は退席をお願いします。 (安谷委員、石賀委員、伊藤委員、澤田委員の退席を確認) 議案第４５号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。
事務局	２４ページをご覧ください。議案第４５号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。 申請番号４２８番 農地の所在 大字浦安■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，６９８㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。１０ａ当りの借賃は■■■■■円、始期は令和５年１２月８日、終期は令和１０年１２月７日、期間は５年間で新規、内容は飼料となっています。 申請番号４２９番から、３０ページの申請番号４４０番までの外１２件についてはご覧のとおりです。 ３１ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。 申請番号４４１番 農地の所在 大字三保■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積９６９㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。１０ａ当りの借賃は無償、始期は令和５年１２月８日、終期は令和１０年１２月７日、期間は５年間で新規、内容は飼料となっています。 申請番号４４２番から、３５ページの申請番号４５０番までの外９件についてはご覧のとおりです。 以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

議長	(挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 (安谷委員、石賀委員、伊藤委員、澤田委員のの復帰を確認) 続きまして議案第４６号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、自分は関係委員に該当するため退席しますので、議長を中本職務代理者に交代します。 (福田会長の退席を確認) (中本職務代理者に議長を交代) 続きまして議案第４６号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。
事務局	３６ページをご覧ください。議案第４６号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。 申請番号９２番 農地の所在 大字筧津■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積１，８６４㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。１０ａ当りの借賃は■■■■■円、始期は令和６年２月１日、終期は令和１１年１月３１日、期間は５年間で再設定、内容は飼料となっています。 申請番号９３番と９４番についてはご覧のとおりです。 以上につきましては、農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものになります。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。 (福田会長の復帰を確認) (福田会長に議長を交代)
議長 丸山委員	続きまして議案第４７号 令和６年農作業標準料金の決定について 丸山農政委員会会長より提案をお願いします。 本日配布しました別冊の議案書をご覧ください。議案第４７号 令和６年農作業標準料金の決定について 令和６年琴浦町農作業標準料金を別紙のとおり定めたいので、本委員会の決定を求めます。 １２月６日に開催した農政委員会において、農政委員の皆さんや各関係機関の方にも出席していただき、令和６年農作業標準料金表の案を作

議長	成しました。 その話し合いの中で、去年の時点で料金を値上げした区分が多くあるため、今年も値上げを行うと耕作意欲がなくなってしまうといった意見が出たことから、農業機械価格の高騰や燃料価格の高止まりといった厳しい状況が続いていますが、今回は3つの区分について値上げを行うこととし、それ以外の区分については据え置きとすることで意見がまとまりました。 それでは議案の説明をしていきますので、料金表については1ページ、変更内容については2ページをご覧ください。 「一般作業労賃」については、鳥取県の最低賃金が46円上がって900円になったことから、200円値上げして7,200円としています。 「耕起トラクター又は耕耘機」の「荒起」、「プラウ耕うん」、「プラソイラー」については、いずれも昨年値上げを行っていることから据え置きとしています。 「肥料散布」については、行っている方があまり多くはないということから据え置きとしています。 「代かき」、「機械畦ぬり」については、昨年値上げを行っていることから据え置きとしています。 「機械田植え」については、一人ではできない作業で手間もかかることから200円値上げして7,200円としています。 また、側上施肥田植えと同時に薬剤散布を行う場合もあるということから、摘要欄の「側上施肥600円加算」を「側上施肥・薬剤散布600円加算」としています。 「バインダー」、「ハーベスター」、「コンバイン」の「結束（ヒモ代込み）」と「カッター」、「もみ運搬」については、昨年値上げを行っていることから据え置きとしています。 「草刈り」の「畦1時間あたり」については、先ほど説明をした「一般作業労賃」の値上げに伴い100円値上げして1,800円とし、「フレールモア」については、前回新たに追加したことから据え置きとしています。 「稲わら代」については、あくまでも稲わらの料金であるということから、いずれの区分ともに据え置きとしています。 説明は以上となりますが、この場で皆さんから承認をいただければ、来年1月1日から1年間適用されることとなりますので、委員の皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。 丸山農政委員会長の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し)
----	---

足立委員 議長	質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり決定することといたします。 その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、12月5日に行われた農家相談の報告を足立委員にお願いします。 (農家相談1件報告) こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。 無いようですので、以上を持ちまして令和5年度 第10回琴浦町農業委員会総会を終了します。
--------------------	---

